



事を除く。)の職務の執行が適当でないため機構の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

4 理事長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

5 厚生労働大臣は、副理事長又は理事が第二項又は第三項に規定する事由に該当すると認めるときは、理事長に対し、その役員の解任を命ぜることができる。

#### (代表権の制限)

第十七条 機構と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらのは、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。

#### (代理人の選任)

第十八条 理事長及び副理事長は、理事又は機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関しこれの裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができます。

#### (職員の任命)

第十九条 機構の職員は、理事長が任命する。

#### (役員及び職員の地位)

第二十条 機構の役員及び職員(以下「役職員」という。)は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

#### (役員の報酬等)

第二十一条 役員に対する報酬及び退職手当(以下この条において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならぬ。

#### 2 機構は、役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間事業の役員の報酬等、機構の業務の実績、第三十四条第二項第四号の人事費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定による届出があつたときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を社会保障審議会に通知するものとする。

5 社会保障審議会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給を

基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、厚生労働大臣に対し、意見を申し出ることができる。

#### (職員の給与等)

第二十二条 職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

#### (機構の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。これを変更したときも、同様とする。)

#### (前項の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。)

#### (職員の給与等)

2 前項の制裁規程においては、機構の役職員が、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法、健康保険法、船員保険法若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の处分若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は機構の役職員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役職員に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。

#### (服務の本旨)

#### (制裁規程)

第二十六条 機構は、業務開始の際、制裁規程を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の制裁規程においては、機構の役職員が、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法、健康保険法、船員保険法若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の处分若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は機構の役職員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役職員に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。

#### (業務の範囲等)

#### (年金生活者支援給付金の支給に関する法律)

第二十六条 機構は、業務開始の際、制裁規程を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の制裁規程においては、機構の役職員が、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法、健康保険法、船員保険法若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の处分若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は機構の役職員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役職員に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。

#### (年金生活者支援給付金の支給に関する法律)

(年金委員)

**第三十条** 厚生労働大臣は、社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熟意を有する者として機構が推薦する者のうちから、年金委員を委嘱することができる。

2 年金委員は、厚生労働大臣及び機構による政府管掌年金事業の運営に協力して、政府管掌年金事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、並びに政府管掌年金事業に関する事項につき被保険者又は受給権者からの相談に応じ、及びこれらの者に対する助言その他の活動を行う。

3 厚生年金保険の適用事業所の事業主は、機構に対し、当該事業所に使用される者のの中から、年金委員にふさわしい者を推薦することができます。

4 年金委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。年金委員でなくなりた後においても、同様とする。

5 年金委員は、その職務に関して、国から報酬を受けない。

6 年金委員は、國の予算の範囲内において、その職務を遂行するために要する費用の支給を受けることができる。

7 前各項に定めるもののほか、年金委員に関する各項は、厚生労働省令で定める。

(業務の委託等)

**第三十一条** 機構は、厚生労働大臣の定める基準に従つて、第二十七条に規定する業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該委託を受けた業務に從事する者（次項において「受託者等」という。）又はこれらの方であつた者は、当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第二十条の規定は、受託者等について準用する。

(業務方法書)

**第三十二条** 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

**第二節 中期目標等**

(中期目標)

**第三十三条** 厚生労働大臣は、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する事項を定め、中期目標等を定めることとする。

する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

中期目標においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で厚生労働大臣が定める期間をいう。第三十七条第一項において同じ。）

二 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の効率化に関する事項

四 業務運営における公正性及び透明性の確保その他の業務運営に関する重要な事項

(中期計画)

**第三十四条** 機構は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置

二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置

三 業務運営における公正性及び透明性の確保その他の業務運営に関する重要な事項に関する目標を達成するためとするべき措置

四 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

五 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

七 厚生労働大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるとときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

(年度計画)

**第三十五条** 機構は、毎事業年度、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、中期目標等を達成するための計画（以下「中期計画」とい

で定めるところにより、当該事業年度における同条第二項各号に掲げる事項についての業務運営に関する計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするとともに、同様とする。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価) 第三十六条 厚生労働大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならぬ。厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするとともに、同様とする。

厚生労働大臣は、前項の評価を行つたときには、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価) 第三十七条 機構は、中期目標の期間の終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、当該中期目標の達成状況に関する報告書（第五十一条第一項第六号及び第五十九条第六号において「中期実績報告書」という。）を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

厚生労働大臣は、前項の評価を行つたときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価) 第三十八条 厚生労働省及び機構は、年金個人情報（厚生年金保険法第二十八条に規定する原簿及び国民年金法第十四条に規定する国民年金原簿に記録する個人情報その他政府管掌年金事業の運営に当たつて厚生労働省及び機構が取得する個人情報をいう。以下この条において同じ。）を保有するに当たつては、それぞれその所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 厚生労働省及び機構は、前項の規定により特定された利用の目的（以下この条において「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、年金個人情報を保有してはならない。

3 厚生労働省及び機構は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

4 厚生労働大臣（その委任を受けた者を含む。）及び機構は、法律

の規定に基づき、年金個人情報を自ら利用し、又は提供しなければならない場合を除き、利用目的以外の目的のために年金個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣及び機構は、次の各号のいずれかに該当するとき限り、利用目的以外の目的のために年金個人情報を自ら利用し、又は提供することによって、本人（当該年金個人情報によつて識別されると特定の個人をいう。以下この項において同じ。）又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

5 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

2 厚生労働大臣及び機構が次に掲げる事務の遂行に必要な限度で年金個人情報を内部で利用し、又は相互に提供する場合であつて、当該年金個人情報を利用し、又は提供することについて相当な理由のあるとき。

3 全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業に関する業務のうち、健康保険法又は船員保険法の規定により厚生労働大臣又は機構が行うこととされているもの

4 介護保険法その他の法律の規定により、ハ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく年金生活者支援給付金の支給に関する事業の運営に関する事務

5 年金給付の支払をする際保険料その他の金銭を徴収し、これを納入する事務

6 その他の法令の規定により厚生労働大臣又は機構が行う事務であつて厚生労働省令で定めるもの

7 次に掲げる事務を遂行する者（チに掲げる事務を遂行する者にあつては、他の行政機関又は地方公共団体に限る。）に当該事務の遂行に必要な限度で年金個人情報を提供する場合であつて、当該年金個人情報を提供するこ

とについて相当な理由のあるとき（チに掲げる事務を遂行する者に提供する場合にあつては、緊急の場合その他やむを得ない事由により本人の同意を得ることができない場合に限



臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(厚生労働省令への委任)

**第四十七条** この法律に規定するもののはか、機構の財務及び会計に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## 第六章 監督

(報告及び検査)

**第四十八条** 厚生労働大臣は、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法、健康保険法、船員保険法又は年金生活者支援給付金の支給に関する法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)  
**第四十九条** 厚生労働大臣は、第三十六条第一項又は第三十七条第二項の規定による評価の結果必要があると認めるとき、その他機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(法令違反等の是正)  
**第五十条** 厚生労働大臣は、第四十八条第一項の規定により報告をさせ、又は検査を行った場合において、機構の業務又は会計が、法令若しくはこれに基づく処分若しくは業務方法書その他規則に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、機構に対し、その業務又は会計の是正のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

## 第七章 雜則

(業務運営に関する情報の公表)

**第五十一条** 機構は、次に掲げる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

一 第十二条第九項の規定により理事会に報告があつたとき。

二 第十三条第二項の規定により副理事長又は理事が任命されたとき。

三 第十六条第一項から第三項までの規定により副理事長又は理事が解任されたとき。

四 第二十六条第一項、第三十二条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条の規定による

三十四条规定による届出をしたとき。

五 第二十二条第一項、第二十二条第二項又は第四十六条の規定による届出をしたとき。

六 第三十七条第一項の規定により中期実績報告書を提出したとき。

七 第二十二条第一項、第二十二条第二項又は第四十六条の規定による届出をしたとき。

八 第三十七条第一項又は第二項の規定による届出をしたとき。

(他の法令の準用)  
**第五十四条** 不動産登記法(平成十六年法律第二十三号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国

の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(経過措置)  
**第五十五条** この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができ。

(権限の委任)  
**第五十六条** この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めたところにより、省令で定めるところにより、第二十九条に規定する年金事務所の設置の状況、第三十一条第一項の規定により機構の業務の委託を受けた者における機構の職員の出向の状況その他の機構の業務運営及び組織に関する情報を公表しなければならない。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された地方厚生局長に委任することができる。

3 前項の規定により地方厚生局長に委任された地方厚生支局长に委任することができる。

(施行期日)  
**第五十七条** 第二十五条又は第三十一条第二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定により地方厚生局長から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日

(罰則)  
**第五十八条** 第四十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定により厚生労働大臣の認可をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

3 第五十九条の規定により厚生労働大臣に届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

4 第五十九条の規定による認可をしようとする登記することを怠つたとき。

5 第五十九条の規定による業務以外の業務を行つたとき。

6 第五十九条の規定による政令に違反して

2 第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、国民年金の保険料の納付の状況、機構における業務の効率化及び改善の状況等を勘案して、機構の組織及び業務の存続の必要性の有無を含めた在り方その他の政府管掌年金事業の運営に関する全般的な検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(基本計画)

3 第三条 政府は、社会保険庁長官から厚生労働大臣及び機構への業務の円滑な引継ぎを確保し、政府管掌年金事業の適正かつ効率的な運営を図るため、機構の当面の業務運営に関する基本計画(以下この条及び附則第五条第二項において「基本計画」という。)を定めるものとする。

4 第二十七条に規定する業務を行つたとき。

5 第三十四条第三項、第四十九条第一項又は第五十条第一項の規定による政令に違反して

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 機構が自ら行う業務と第三十一条第一項の規定により委託する業務との区分、委託先の

載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして中期実績報告書を提出したとき。

7 第四十二条第三項の規定に違反して財務報告書、事業報告書、決算報告書若しくは監事及び会計監査人の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

8 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

9 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

10 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

11 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

12 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

13 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

14 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

15 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

16 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

17 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

18 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

19 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

20 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

21 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

22 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

23 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

24 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

25 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

26 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

27 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

28 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

29 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

30 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

31 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

32 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

33 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

34 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

35 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

36 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

37 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

38 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

39 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

40 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

41 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

42 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

43 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

44 第五十二条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。



(業務の特例)  
**第十八条 機構**

**第十八条** 機構は、当分の間、第一一十七条に規定する業務のほか、特定障害者に対する特別障害年金の支給に関する法律（平成十六年法律第六百六十六号）第三十二条の二第一項に規定する権限に係る事務、同法第三十二条の七第一項に規定する事務及び同法第三十二条の八第一項に規定する収納を行う。  
機構は、第二十七條及び前項に規定する業務

のほか、次に掲げる業務を行ふものとする。  
一 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進

改正する法律附則第十二条の規定によりなおす  
その効力を有するものとされた平成二十四年  
改正前児童手当法第二十二条第三項に規定す  
る権限に係る事務並びに平成二十三年度にお  
ける子ども手当の支給等に関する特別措置法  
第二十条第一項、第三項及び第五項の規定に  
より適用される児童手当法の一部を改正する  
法律附則第十二条の規定によりなおその効力  
を有するものとされた平成二十四年改正前児  
童手当法第二十二条第八項に規定する事務を  
行うこと。  
機関が前二項の業務を行う場合における第二  
十三条第三項、第二十六条第二項、第三十一条

手当法」と、第二十六条等金生活者支援給付金の支給に関する法律、特定障害者に対する支給に関する法律、子ども就学前の子どもに関する数的な提供の推進に関する法律、法律の施行に伴う関係法律の第三十七条及び第三十八条前例によることとされた当法、平成二十二年度子ども第一項の規定により適用一部を改正する法律附則等なおその効力を有するもの年改正前児童手当法若しくはも手当支給特別措置法第二項及び第五項の規定により

十一

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、

二 二条第八項に規定する事務を行うこと。  
二 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下この項において「平成二十四年改正前児童手当法」という。）第二十二条第三項に規定する権限に係る事務及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十二条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十二条第八項に規定する事務を行うこと。  
三 平成二十三年度における子ども手当の支給

伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）、第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）。以下「整備法改正前児童手当法」という。平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。第二十一条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）。附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。）若しくは平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百七号）。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力

対する特別障害給付金の支給に関する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法、平成二十一年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法又は平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法」と、第五十九条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条並びに附則第十八条第一項及び第二項」と、附則第十二条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条及び附則第十八

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対して、報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

4 なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に對してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してすべきものとする。

4 第一項及び第二項の業務のほか、機構は、厚生年金保険法附則第三十二条、国民年金法附則第十条、健康保険法附則第十一条及び船員保険法附則第十一條の規定により行うこととされた事務を行う。

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対して、報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

4 なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に對してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してすべきものとする。



(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (平成二八年二月二六日法律第一四号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定めるたる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一 第五条中年金積立金管理運用独立行政法人法第二十一条第一項第三号の改正規定(同号イ中「第八号」を「第九号」に改める部分を除く)及び同法第二十二条第二号の改正規定並びに第六条の規定(日本年金機構法第五十三条の次に一条を加える改正規定を除く)並びに附則第十条の規定(公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日**

(検討) **第二条** 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るために、持続可能な社会保険の推進に関する法律(平成二十五年法律第二百二十二条)第六条第二項各号に掲げる事項その他必要な事項(次項に定める事項を除く)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(日本年金機構法の一部改正に伴う経過措置) **第十条** 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第六条の規定による改正前の日本年金機構法第三十四条第一項の規定による認可を受けている中期計画については、第六条の規定による改正後の同法(次項において「新法」という)第三十四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に日本年金機構が行った財産の譲渡であつて、同日において新法第五条第四項に規定する不要財産(金銭を除く)以下この項において「不要財産」という)の譲渡に相当するものとして厚生労働大臣が定めるものは、同日においてさ

れた新法第四十四条の二第二項の規定による不

要財産の譲渡とみなして、同項から同条第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「納付することができる」とあるのは、「納付するものとする」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第十八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

**附 則 (令和三年五月一九日法律第三七号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る)、第四十五条、第四十七条及び第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改**

正規定(同表の二十七の項の改正規定を除く)に限る)並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定

布の日  
二及び三 略  
四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条(第三項を除く)、第十三条、第十四条、第十八条(戸籍法第二百二十九条の改正規定(戸籍の)の下に「正本及び」を加える部分を除く)に限り、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く)、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定(同項中「記載され」の下に「第十六条の二第一項の申請の日ににおいて本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める部分に限る)、同法第十六条の二の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第三十八条の八第一項の改正規定及び同法第四十四条の改正規定並びに第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条から第二十五条まで及び第二十七条の規定

十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

**第七十七条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

**第一条** (政令への委任)  
**第七十二条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

**附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一 第五百九条の規定(公布の日**

**二 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定(同項中「記載され」の下に「第十六条の二第一項の申請の日ににおいて本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める部分に限る)、同法第十六条の二の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第三十八条の八第一項の改正規定及び同法第四十四条の改正規定並びに第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条から第二十五条まで及び第二十七条の規定**

公布的日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日